令和	17年	度一般	会計	十歳出 第	56款2項4目 12節(18) その他業務委託料
受付 番号	種			連絡先	委託担当 こども青少年局放課後児童育成課 担当 杉本 電話 045-671-4446
				設	計書
1	委	託		名	令和7年度放課後児童育成事業人材育成研修委託
2	履	行	場	所	市内の公会堂または民間の貸会議室等
		期間期限			■期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで □期限 令和 年 月 日まで
4	契約	区分			■ 確定契約 □ 概算契約 □ 概算契約
5	その)他特	÷約	事項 .	_ なし
6	現	場	説	明	
7	委	託	概	要 _ _	別添「仕様書」のとおり
				_ _	
				_	
				_ _	

8 部 分 払

■ す る (4回以内)

□ しない

部分払の基準

業 務 内 容	履 行 予定月	数量	単位	単価	金額
第1四半期業務	4~6月	1	式		
第2四半期業務	7~9月	1	式		
第3四半期業務	10~12月	1	式		
第4四半期業務	1~3月	1	式		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

内 訳 業 務 価 格 <u>¥</u>	委託代金額	<u>¥</u>
	内 訳 業務価格	¥
消費税及び地方消費税相当額 <u>*</u>	消費稅及び地方消費稅相当額	¥

内 訳 書

名	称	形状寸法等	数	量	単位	価 (円)	金	額 (円)	摘	要
研修実施費			1		式				講師謝会場費	
その他諸経費			1		式					
消費税及び地方消費税相当額										
合計										

	講座名	時期(目安)	定員(人)	時間	講師の条件	形式	内容·備考
現場	陽職員向け講座						
1	放課後児童健全育成事業及び子どもの	の理解					
	こどもの人権	6~2月	130~ 200	2.0	小学校関係者(教職員、学校カウンセラー等)で、学齢期の児童のいじめに関して知識・経験を有する人材	講義	こどもの権利・人権尊重 こどもが考えている相手の価値観 こどもの人権(に配慮した支援員としての役割
	こどもの人権【応用編】	6~2月	60	2.0	小学校関係者(教職員、学校カウンセラー等)で、学齢期の児童のいじめに関して知識・経験を有する人材	講義・グループ ワーク	<支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先※> 虐待を見つけた時の対応 保護者との関わり 子どもへの声かけ事例共有
	児童虐待の防止と対応	9~12月 (期間内に2 回実施)	各回 100~ 200	2.0	小学校関係者(児童相談所職員等) で、学齢期の児童の虐待に関して知識・経験を有する人材	講義	児童虐待に関する法の理解 児童虐待を把握した際の対応
	子どもの発達理解【基礎編】	6~7月	各回	2.0	学齢期の児童の発達心理に関する専	講義	幼児期から思春期までの定型発達とそれに応じた援助 発達段階から見える全齢ごとの課題
		11~2月	200	2.0	門家		思春期の児童の発達心理 性の問題への対応方法(第二次性徴期・成長期の特徴)
		6~7月		2.0			
	子どもの発達理解【応用編】	9~10月	各回30 ~60	2.0	学齢期の児童の発達心理に関する専 門家	講義・グループ ワーク	〈支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先※〉 思春期を迎える児童への対応方法 各事業での事例を基に受講者同士での事例検討・考え方の共有
		1~2月		2.0			
	性の多様性	6~2月	130~ 200	2.0	性の多様性に関する知識・支援経験を 有する人材(当事者を含む)	講義	性の多様性にかかる基本的な知識 性の多様性を踏まえた児童支援
	性被害防止	9~2月	60~ 100	2.0	性に関する知識・支援経験を有する人 材	講義	こどもを性被害者にしないための取り組み ・児童と職員の適切な距離感 ・児童間の性加害への対応 子どもたちを守るための性教育
	児童健全育成論	9~10月	60~ 100	2.0	児童の健全育成に関する知識・経験を 有する人材	講義	健全育成の理念・具体的内容 現代の子どもの課題 健全育成上の放課後の意義
	運営指針についての理解	6~2月	60~ 100	2.0	放課後児童クラブ運営指針に関する 知識・経験を有する人材	講義	運営指針の趣旨など基本的な理解 子どもの発達段階の理解 育児支援の内容 放課後児童クラブの運営
2	事業所における子どもの育成支援						
		6~7月		2.0			
	子どもへの対応	6~7月	各回30 ~60	2.0	・ 児童との関わりやコミュニケーション方 法について知識・経験を有する人材	講義・グループ ワーク	子どもへの暴力や暴言がなぜよくないのか 怒らない子育て支援 いじめの背景
		9~10月		2.0			
		9~10月	各回30	2.0			
		(期間内に2 回実施)	~60	2.0			
	子どもへの対応【応用編】			2.0	・ 児童との関わりやコミュニケーション方 法について知識・経験を有する人材	講義・グループ ワーク	<支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先※> 児童への寄り添い方、向き合い方 効果的な声掛け等の工夫 子どもへの対応の現状・課題の事例共有
			各回30~60	2.0			
				2.0			
	暴力や暴言をふるう児童と その保護者への対応	9~2月	30~60	2.0	児童や保護者との関わりやコミュニケーション方法について知識・経験を有する人材	講義・グループ ワーク	暴力や暴言をふるう児童・保護者の理解 暴力や暴言をふるう児童・保護者への対応 課題の事例共有

	講座名	時期(目安)	定員(人)	時間	講師の条件	形式	内容·備考
	外国につながる児童の支援	6~2月	30~60	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、外国 につながる児童の支援について指導 できる人材	講義・グループ ワーク	外国につながる児童との関わり方 課題の事例共有
	遊びの技術(室外編)【講義】	6~7月	各回 60~	2.0	公園や校庭、体育館における学齢期 児童の集団遊びの技術を指導できる	講義	子どもの運動発達 比較的広い場所・大人数での遊びの導入方法
		11~12月	100	2.0	人材		
	遊びの技術(室外編)【実技】	6~2月	60~ 100	2.0	室外における学齢期児童の集団遊び の技術を指導できる人材	講義·実技	< 支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先※> 比較的広い場所・大人数での遊びの導入方法 各事業所での遊び方の共有 具体的な遊びの提案
		9~10月	各回	2.0	室内における学齢期児童の集団遊び		子どもの運動発達
	遊びの技術(室内編)【講義】	11~12月	60~ 100	2.0	の技術を指導できる人材	講義	比較的狭い場所・少人数での遊びの導入方法 各事業所での取り組み内容についての共有
	遊びの技術(室内編)【実技】	6~7月	60~ 100	2.0	室内における学齢期児童の集団遊び の技術を指導できる人材	講義·実技	
	プログラムの企画と運営	6~7月	各回30 ~60	2.0	児童が参加するプログラムの企画・運 営の知識・経験を有する人材	講義・グループ ワーク	プログラムの企画・運営方法 児童に対する、プログラム参加の動機付けや関わり方
	表現活動(作品づくり)	6~2月	60~ 100	2.0	学齢期児童の工作・絵描きを通じた表現活動を指導できる人材	講義・ 実技	身近なもので作れるモノ 工作・絵描き等を通じて表現方法を学ぶ
	表現活動 (こどもの社会的スキル)	6~2月	60~ 100	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、横浜 プログラムについて知識を有する人材	講義・ 実技	横浜プログラムの理解 横浜プログラムを実践・体感による社会的スキルの理解
3	障害のある子ども・医療的ケア児の育	成支援					
	障害への理解【基礎編】	6~2月 (期間内に2	各回 130~	2.0	障害の種類や対応例に詳しい療育専	講義	発達障害および自閉症についての理解
		回実施)	180	2.0	門機関等の職員	講義	具体的な支援方法
				2.0		講義・グループ ワーク	
	障害への理解【応用編】	6~2月 (期間内に3 回実施) 各回	各回 30~60	2.0	障害の種類や対応例に詳しい療育専 門機関等の職員	講義・グループ ワーク	<支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先※> 環境調整が必要な児童についての理解 具体的な支援方法 事業所における対応の事例検討
				2.0		講義・グループ ワーク	
	医療的ケア基礎研修	9~2月	30~60	2.0	医療的ケアに関する知識・経験を有する人材	講義	児童に係る医療的ケアの基礎的知識 医療的ケア児の受入れ・支援

講座名	時期(目安)	定員(人)	時間	講師の条件	形式	内容·備考	
4 事業所における安全・安心への対応							
事業所の衛生管理	6~2月	130~ 200	2.0	学齢期の児童の健康に関する専門家	講義	活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス等)対策	
おやつ (栄養管理、衛生管理)	11~12月	130~ 200	2.0	おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家	講義	学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について	
アレルギーへの対応	6~2月	130~ 200	2.0	みなと赤十字病院 アレルギーセンター医師	講義· 実技	アレルギー全般についての基礎知識 アレルギー事故を防止するための対応方法 エピペンの使用方法	
事故・けがの予防と事後対応	6~2月	130~ 200	2.0	健康教育や学校安全について知識を 有する人材	講義	事業所における事故・けがの予防方法 事故発生時の応急対応等	
			2.0		実技		
	6~7月 (期間内に3 回実施)		2.0		実技		
			2.0		実技		
	9~10月 (期間内に2		2.0		実技		
心肺蘇生法	回実施)	各回 30	2.0	日本赤十字社神奈川県支部の講師	実技	こどもの心肺蘇生法、AEDの使い方等	
	11~12月 (期間内に2 回実施) 1~2月 (期間内に2 回実施)		2.0	- - - -	実技		
			2.0		実技		
			2.0		実技		
			2.0		実技		
	678		2.0		実技		
	6~7月 (期間内に3 回実施)		2.0		実技		
			2.0	0 日本赤十字社神奈川県支部の講師 0	実技		
応急処置法	9~10月 (期間内に2	各回 30	2.0		実技	学齢期児童に多く見られる事故の特徴、 事故防止のポイント、手当の仕方等	
	回実施)		2.0		実技		
	1~2月 (期間内に2		2.0		実技		
	回実施)		2.0		実技		
防犯	6~10月	130~ 200	2.0	警察関係者または防犯に関する研修 を実施している団体の職員	講義 実技	学校内(主にキッズクラブ)や学校外(主に放課後児童クラブ)での子どもの安全対策 不審者侵入時の対応シミュレーション 防犯訓練の方法や実施内容	
			2.0				
防災(風水害対策講話)	6~10月 (期間内に2 回事族)	各回 50~60		横浜市民防災センターの講師	講義・ 体験	風水害発生時の基本的対応のシミュレーション・体験 災害時の行動・情報収集等の防災講話	
	回実施)		2.0			火百吋火1] 刬、	
防災(地震対策講話)	6~2月 (期間内に2 回実施)	各回 50~60	2.0	横浜市民防災センターの講師	講義· 体験	地震発生時の基本的対応のシミュレーション・体験 災害時の行動・情報収集等の防災講話	
	回実施)		2.0				
インターネットを通じた 個人情報漏洩防止	6~12月	50~60	2.0	インターネットを通じた情報漏洩に関する知識・経験を有する人材	講義	インターネット、メールやSNSの基礎知識 メールやシステム、SNSを通じて漏洩した個人情報の事例・対策 児童のSNSを通じたいじめなどのトラブル事例	

講座名	時期(目安)	定員 (人)	時間	講師の条件	形式	内容·備考
事業所における保護者・学校・地域との	連携・協力					
保護者との関わり・連携	6~2月	30~60	2.0	保護者連携が活発な放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの職員等	講義・グループ ワーク	パートナーシップ構築のため保護者とコミュニケーションをとる際に大切にする視点 心がけること 保護者と連携した児童育成の方法
【児童クラブ対象】 学校との関わり・連携	6~2月	30~60	2.0	放課後児童クラブとの連携が活発な小 学校の校長、教諭等	講義・グループ ワーク	小学校の概要理解 放課後児童クラブと学校が連携する意義 学校とつながりを持ち、相互理解を深める手法
【キッズクラブ・はまっ子対象】 学校との関わり・連携	6~2月	30~60	2.0	学校との連携が活発な放課後キッズクラブのスタッフ・放課後児童クラブの職員等	講義・グループ ワーク	パートナーシップ構築のため、学校関係者とのコミュニケーションの際に大切にする 点 学校と連携した活動の事例紹介
【キッズクラブ・はまっ子対象】 地域との関わり・連携	6~2月	30~60	2.0	地域連携に詳しい人材	講義・グループ ワーク	地域とつながる意義
事業所の運営						
職員のメンタルヘルス・セルフケア	6~10月	各回	2.0	メンタルヘルスケアの知識・経験を有	講義・	(自分自身の) ストレスの要因・対処方法
	10~2月	100	2.0	する人材	実技	感情のコントロール方法 ポジティブシンキング
感情のセルフコントロール	6~10月	各回30	2.0	アンガーマネジメントに関する知識・経		職員のアンガーマネジメント 職員の感情のセルフコントロール方法
心情のピルノコントロール	10~2月	~60	2.0	験を有する人材	ワーク	職場での適切な言葉の伝え方、良好な人間関係の構築
		400		職場における人材育成やマネジメント		目標設定の意義 職場の環境づくり
事業所の人材育成・マネジメント	6~2月	130~ 200	2.0	について知識・経験を有する人材	講義	職場のコミュニケーション 離職防止について
事業所の人材育成・マネジメント	6~2月		2.0		講義	職場のコミュニケーション
事業所の人材育成・マネジメント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		200		について知識・経験を有する人材	講義	職場のコミュニケーション
		200	動画を	について知識・経験を有する人材	オンデマンド形式	職場のコミュニケーション
る職員向け講座(作成済オンデマン	ド講座活用) シ	200 ※新た に	動画を	について知識・経験を有する人材 ・制作する必要はありません。	オンデマンド	職場のコミュニケーション 離職防止について
湯職員向け講座(作成済オンデマン 事業所の衛生管理 おやつ	ド講座活用)》 5~6月配信	200 ※新たに ー	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) が 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点
事業 員向け講座(作成済オンデマン 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理)	ド講座活用) 第 5~6月配信 5~6月配信	200 ※新たに -	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) 対 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法
事業 員向け講座(作成済オンデマン 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理)	ド講座活用) 5~6月配信 5~6月配信 5~6月配信	200 ※新たに -	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) 対 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法
事業所の衛生管理 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理) 事故・けがの予防と事後対応	ド講座活用) 5~6月配信 5~6月配信 5~6月配信	200 ※新たに -	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等)が 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法
事業所の衛生管理 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理) 事故・けがの予防と事後対応	ド牌座活用) 5~6月配信 5~6月配信 5~6月配信 10~12月配	*新たに - -	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家 健康教育や学校安全について知識を 有する人材	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式 オンデマンド	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法 事故発生時の応急対応等 アレルギー全般についての基礎知識 アレルギー事故を防止するための対応方法
事業所の衛生管理 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理) 事故・けがの予防と事後対応	ド牌座活用) 5~6月配信 5~6月配信 5~6月配信 10~12月配信	*新たに - -	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家 健康教育や学校安全について知識を 有する人材	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式 オンデマンド	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法 事故発生時の応急対応等 アレルギー全般についての基礎知識 アレルギー争故を防止するための対応方法
事業所の衛生管理 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理) 事故・けがの予防と事後対応 おからである。	ド牌座活用) 5~6月配信 5~6月配信 5~6月配信 10~12月配信	*新たに - -	1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛 生管理の専門家 健康教育や学校安全について知識を 有する人材	オンデマンド 形式 オンデマンド 形式 オンデマンド	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法 事故発生時の応急対応等 アレルギー全般についての基礎知識 アレルギー事故を防止するための対応方法
事業所の衛生管理 事業所の衛生管理 おやつ (栄養管理、衛生管理) 事故・けがの予防と事後対応 事故・けがの予防と事後対応 アレルギーへの対応	ド講座活用) 5~6月配信 5~6月配信 5~6月配信 10~12月配 信	*新たに - - -	1.0 1.0 1.0	について知識・経験を有する人材 制作する必要はありません。 学齢期の児童の健康に関する専門家 おやつに詳しい栄養士または食品衛生管理の専門家 健康教育や学校安全について知識を有する人材 みなと赤十字病院 アレルギーセンター医師 職場における人材育成やマネジメント	オンデマンド 形式 オンデマンド オンデマンド 形式	職場のコミュニケーション 離職防止について 活動場所における感染症(ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス・等) 学齢期の子どもの発育とおやつ おやつ調理時の衛生管理で注意する点 市販品を使ったおやつ提供について 事業所における事故・けがの予防方法 事故発生時の応急対応等 アレルギー全般についての基礎知識 アレルギー事故を防止するための対応方法 エピベンの使用方法

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年度放課後児童育成事業人材育成研修委託

2 趣旨・目的

本事業は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号)に基づき、本市放課後児童健全育成事業(放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ・届出のみ事業所)及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールで働く職員に対して、児童の安全で豊かな放課後等の居場所を確保するために必要な知識や技能等を習得する研修を実施し、その資質の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 研修対象者

以下の4つの事業所に従事する職員(運営主体の職員含む)を対象とする。ただし、「令和7年度放課後児童育成事業人材育成研修講座一覧」(以下、「講座一覧」という。)において、事業所を限定している場合は当該事業所の職員のみを対象とする。

- (1) 放課後キッズクラブ
- (2) 放課後児童クラブ
- (3) 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール
- (4) 届出のみ事業所

【参考】令和7年度の事業所数(見込)

(1)放課後キッズクラブ	(2)放課後児童クラブ	(3) 特別支援学校 はまっ子ふれあいスクール	(4) 届出のみの事業 所
337 か所	228 か所	5か所	6か所

5 研修実施時期等

各講座の実施時期については「講座一覧」のとおりとし、4回に分けて実施する。

研修開催回	研修開催時期
1	6・7月開催分
2	9・10月開催分
3	11・12 月開催分
4	1・2月開催分

夏季、冬季学校休業日の間は、各事業所において繁忙期であるため、研修を開催しないこと。 ただし、委託者と協議の上、5月や8月(夏季休業日以外)に実施することができるものとする。 また、木曜日の開催は可能な限り避けること。

6 履行場所

市内の公会堂または民間の貸会議室等

- (1) 放課後児童育成事業の実施場所は市域全体に広がるため、原則として市内各方面からのアクセスがよい会場を確保すること。ただし、同一研修を複数回開催する場合は、方面別に会場を確保することを妨げない。
- (2)「講座一覧」に定められた定員の下限が収容できる会場を確保し、定員の上限数が収容できる会場を確保するよう努めること。

なお、受託者で調整を図った会場が満室状態であることが明らかであり、予定していた会場が確保できず、事業の遂行に支障が生じる状況である場合等は、委託者と協議すること。

- (3) 使用料がかかる会場については、各会場の規定に従って支払いを行うこと。
- (4)「防災(風水害対策講話・地震対策講話)」は、横浜市民防災センターで実施すること。
- (5) オンライン研修(ライブ形式) は講師と調整し、電波の環境が良い場所で実施すること。

7 委託業務内容

以下の業務を行うため、複数名の担当者をおくこと。また、専任、兼任は問わないが委託者 及び研修講師との連絡調整窓口として1名の総括担当者を置き、「講座一覧」に定められた研修 の実施に際し、年間を通じて全体の進捗管理、研修のコーディネート及び研修実施に伴う受講者 管理やアンケート集約等の事務を行う。

なお、講座一覧の現場職員向け講座のうち講義形式のものを中心に、10 講座はオンライン(ライブ形式)、4 講座はオンライン(オンデマンド形式)により実施する。オンライン(オンデマンド形式)による講座の内 3 講座は作成済オンデマンド講座の動画を配信することにより実施し、1 講座は「アレルギーの対応」の動画を更新し、配信することとする。また、運営主体向けの 3 講座はオンラインにより実施する。防災講座は横浜市が提供する動画を編集し、オンデマンド講座の動画を作成し、配信する。その他 2 講座はライブ形式で行う。

(1) 研修講師の確保等

ア 「講座一覧」に定められた講座内容及び講師の条件に基づき、各講座の講師を確保すること。 。適当な講師が選定できないときは、委託者と協議すること。

ただし、「講座一覧」において講師が指定されている講座については、その指示に従うこと。 イ 各講座の講師を選出し、各講師への依頼文を送付すること。

- ウ 依頼する講師は、放課後児童育成事業の概要や、現場の課題等を理解していることが望ま しいが、そうでない場合は、放課後キッズクラブと放課後児童クラブのそれぞれの事業所の 説明並びに運営環境や利用児童の違いなど事前に十分な事業説明を行うこと。また、グルー プワークなどを行う場合は、それぞれの事業所の違いを考慮し、班分けなどについて講師と 協議すること。
- エ 講師が放課後児童育成事業の理解を深めるために、現場視察を求めるときには、委託者と 相談の上でその調整を行うこと。
- オ 講師に対して、研修の趣旨及び依頼する講座の内容・対象者を事前に説明し、研修当日の 進行、会場レイアウト、使用する資料・機材等に係る打ち合わせを行うこと。また、前年度 のアンケート結果を講師と共有し、必要に応じて研修の内容を改善すること。

- カ グループワークについては、講師と事前に十分打合せを行い、事前に受講予定者にアンケートを行う等、必要な準備を行うこと。
- キ 各講座において前年度と同一講師に依頼する場合は、前年度から更新された内容の有無などを確認し、常に最新の情報での研修を行うように努めること。
- ク 講師が本市職員の場合、すみやかに委託者に連絡ならびに委託者から講師に対して依頼文 を送付する旨を連絡すること。
- ケー研修終了後は、すみやかに、受講者アンケートをとりまとめて、研修講師に送付すること。
- コ 各講座において前年度と異なる講師に依頼する場合は、前年度の研修の資料や講義内容を 伝えること。研修内容の一部が変更される場合は、事業所への研修の案内文に添付される「人 材育成研修 講座一覧」の内容も変更すること。
- サ 各講座の開催時期の研修回数については、偏りがないようにすること。ただし、6・7月 開催分の回数は他の時期の開催分より多くなることを妨げない。

(2) 研修会場及び機材の手配

各講座を担当する講師の都合を確認した上で、「講座一覧」に定められた定員に基づき、研修会場及び当日使用する機材を手配すること。会場確保にあたっての条件等については「6履行場所」を参照すること。なお、オンライン研修(ライブ形式)は受講定員に見合うオンライン環境を整備すること。

- (3) kintone 放課後事務システムを使用した研修管理
 - ア 研修の申込・受講管理には委託者が提供する kintone 放課後事務システム(以下「システム」という。)を使用することとする。
 - イ システムのアカウントについては委託者が調達し、提供するものとする。
 - ウ 研修申込等の操作に関するシステムの問い合わせ対応は受託者が対応するものとする。
 - エ クラブが使用するシステムを用いた研修申込方法、キャンセル方法等が記載した利用の手引きを作成し、届け出のみ事業所を除く各クラブに各講座の開催通知と一緒に送付すること。 手引きについては事前に委託者に送付し、内容の確認を行うこと。
 - オ 届出のみ事業所はシステムのアカウントを持っていないため、メール等システム以外の手 法を用いて受講申込・管理を行うこと。

(4) 研修受講者の受入準備

- ア 「講座一覧」を参考に研修の年間予定を作成し、事業所に対して、令和7年4月中に送付し、システムの「人材育成研修・区主催研修」スペースのお知らせからもダウンロードできるようにすること。なお、新規講座については新規であることがわかるように一覧に表示すること。
- イ 各講座の開催通知を、通知の中で開催が一番早い講座の4週間前までに送付すること。開催通知の内容については、事前に委託者に送付し、内容の確認を行うこと。なお、研修の講座名や内容・備考欄については、実際の講義内容に即した内容に変更し、各クラブに周知すること。各事業所への周知は委託者を通じてシステムで行う。
- ウ 年度の途中で事業所数が変更した場合は、通知の送付について委託者と協議すること。
- エ 研修の開催通知は概ね4回(5月・7月・10月・12月)行うこと。
- オ グループ分けを要する講座については、講師と分け方を協議の上、グループ名簿を作成すること。

- カ オンライン研修(ライブ形式)は事前にクラブに当日のURLを送付すること。また、事前に接続の確認をする等、スムーズな研修になるよう努めること。
- キ オンライン研修(オンデマンド形式)については、視聴後のアンケートやキャリアアップ 研修のレポート提出を受託者がとりまとめ、委託者に報告すること。

(5) 受講者の決定

受講者の募集から決定までの流れは以下のとおりとする。

- ア 各講座の実施にあたっての講師・日時・会場等を開催通知の送付に間に合うように決定し、 委託者に対して開催通知案を送付する。
- イ 委託者が開催通知の確認を行う。
- ウ 委託者と調整後、開催通知を各事業所に送付するとともに研修開催回ごとに受講者の募集 を行う。なお、募集の締め切りについては研修開催回のうちの初回講座の2週間前までとす る。
- エ 事業所からの申込状況を受付、確認し、申込者の受講可否を研修開催日の1週間前までに 事業所に連絡する。定員を超える申込があった場合は、現場に従事する職員を優先すること とする。また、その旨を開催通知に記載すること。(個人情報を含む情報を送付する場合は、 「9 個人情報の取扱」を参照)
- オ 受講者募集締め切り後の受講希望者の調整や申込後のキャンセルについても、受託者が受付を行うこと。
- カ 申込者が少ないなど、定員に対して余裕がある場合は、追加募集について委託者と協議すること。また、追加募集を行う場合も、受託者が受付を行うこと。
- キ 講座の形式によっては、申込者が定員を超えてしまった場合でも、委託者と協議の上、定員を超えて受講を認めることもできるものとする。

(6) 研修当日の進行管理

- ア 会場設営、講師対応(使用機材の操作、飲み物の手配等)、受講者対応(受付、資料配付、 当日のキャンセル対応等)、司会進行、質疑応答及びグループ発表の記録、会場片づけ等を行 うこと。
- イ 原則として、対面形式の場合、タブレット端末等を用いて研修当日に受講者が持参した受講票の二次元コードを読み取ることにより、受講者の確認を行うこと。二次元コード読み取り以外で受講者の確認を行う場合は委託者と協議すること。
- ウ グループ分けを要する講座について、当日欠席者が多い場合等は、適宜人数調整を行い、 円滑に議論が行えるよう配慮すること。
- エ 各講座の終了後に受講者へアンケートを実施すること。なお、アンケートの様式や内容について事前に委託者と協議すること。
- オ アンケートは受講者が研修終了直後から会場や事業所など場所を選ばず回答できるよう な手法をとることとする。
- カ オンライン研修 (ライブ形式) については、事前にスムーズな進行ができるよう講師や受講者と調整すること。受講者に対し、カメラをオンにし、必ず画面に自身を映してもらうようにすること。なお、複数人で1台のパソコンやタブレット等を用いて受講する場合も、表示名を全員記載し、受講者全員を映すように受講者に協力を求めること。
- キ オンライン研修(ライブ形式)については、事前に「研修受講確認キーワード」を設定し、

研修の時間内に「研修受講確認キーワード」を受講者に通知すること。なお、「研修受講確認キーワード」を受講者に通知するのは講師もしくは受託者のどちらから通知するものとし、通知方法は委託者と協議すること。

ク オンライン研修(ライブ形式)の場合、キで設定したキーワードが受講後のアンケートで 回答されているかにより、受講者の確認を行うこと。

(7) 研修資料等の準備・作成

講座ごとに以下の資料を準備・作成する。また、期限までにこれらを委託者に提出すること。

- ア 講義資料及び配布資料
- イ アンケート集計結果
- ウ実施報告書

【提出期限】

· <u> </u>			
研修開催回	研修開催時期	資料提出期限 (ウ)	資料提出期限 (ア、イ)
1	6・7月開催分	8月末	8月末
2	9・10 月開催分	9月開催分:10月5日 10月開催分:11月末	11 月末
3	11・12 月開催分	1月8日	1月末
4	1・2月開催分	3月末	3月末

(8) オンライン研修(オンデマンド形式) について

ア オンデマンド形式の研修は委託者から提供された「防災」動画の編集、「アレルギーの対応」動画の更新、動画の配信連絡、現場職員向け講座のキャリアアップ研修のレポートを確認する。また、過年度に作成した動画を今年度の研修で配信する場合は、動画の配信連絡、現場職員向け講座のキャリアアップ研修のレポートを確認する。令和7年度の実施講座は次の通り。

【オンライン研修(オンデマンド形式)の研修について】

研修内容	配信講座数	講座名	キャリアアップ研
	(うち動画更新講座数)	※更新講座	修のレポート確認
現場職員	4 講座	事業所の衛生管理	あり
向け講座	(1講座)	おやつ(栄養管理、衛生管理)	
		事故・けがの予防と事後対応	
		アレルギーの対応※	
運営主体	1 講座	防災※	なし
向け講座	(1講座)		

イ 更新する動画の方針、内容は委託者と協議し決定するものとし、委託者が意見を提示した 場合はその内容を踏まえて制作すること。

- ウ 更新、編集した動画は10月までに配信することとする。
- エ 動画の配信(掲載)期間は、配信開始から原則1年間とするが、講師と協議の上、配信期間を延長することができる。過年度に作成した動画を令和7年度にも配信する場合、受託者は配信前に研修講師に内容の更新有無ならびに配信の可否について確認をとること。また、令和7年度末には、改めて研修講師に内容の更新有無ならびに配信の可否について確認をとること。
- オ 映像作成にあたって、演出、編集、BGM、ナレーション、イラスト、フリップ、テロップ等 により映像を作成すること。なお、現場向け職員の講座については60分以上の映像とする。
- カ 動画制作にあたり、講義に使用するフリップなどの資料、講師の読み原稿、表示するテロップを撮影前に委託者に提出し、委託者と内容について確認後、撮影を行うこと。なお、講師の都合により、事前に前述資料のすべてが提出できない場合は、必要に応じて、撮影を再度行う可能性があることについて了承を得ること。
- キ 動画はそれぞれの配信月の前月最終営業日までに MP-4形式のデータにて委託者に納品すること。委託者は納品された動画を委託者が所有する Youtube チャンネルに動画を掲載し、掲載されている URL を受託者に連絡すること。
- ク 受託者は委託者から動画の掲載アドレスの連絡後、開催通知を作成する。視聴後のアンケートやキャリアアップ研修のレポート提出も受託者がとりまとめること。
- ケ 受講者から提出されたキャリアアップ研修のレポートの内容が委託者の提示している条件に合致しているかを確認し、合致していないレポートの場合、事業所に連絡をとり、再提出を求めること。また、提出されたレポートはとりまとめて委託者に報告すること。
- コ 上記を踏まえ、著作権等の各種権利及び法律に留意すること。
- サ オンデマンド講座を引き続き使用し研修を実施する場合は、 $5\sim6$ 月を目途に開催通知を作成し、配信を開始すること。

(9) その他事務

受講者名簿の管理等、研修受講者の受講履歴の記録はシステムを用いて実施すること。なお、 受講者名簿の管理にあたっては、「9 (2)」にあるとおり、ダブルチェック等をして誤りのな いよう作成すること。

- ア 研修実施後に、申込者一覧と当日受講者一覧を突合し、いずれにおいても氏名が確認で きる者を研修受講者とする
- イ オンライン研修 (ライブ形式) においては、研修受講確認キーワードが正しく記載されているアンケート提出者のみ、研修受講者とする。
- ウ 研修受講者が確定し、それぞれの受講者の出欠状況が正しいかを確認する。
- エ クラブが使用するシステムを用いた研修受講一覧の出力方法の利用の手引きを作成すること。手引きについては事前に委託者に送付し、内容の確認を行うこと。
- 【参考】<支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先>と記載がある講座(キャリアアップ講座)について「講座一覧」において「<支援員Ⅱ・Ⅲ、補助員Ⅱ優先>」と記載がある講座については、放課後児童クラブ及び放課後キッズクラブの職員のうち放課後児童支援員Ⅱ、Ⅲおよび補助員Ⅱに該当する職員の受講を優先とする。支援員Ⅰ、補助員Ⅰの応募は可能だが、受講は支援員Ⅱ、Ⅲおよび補助員Ⅱの受講希望者が定員を下回った場合のみ可とする。

(10) 日本赤十字社講座の実費負担について

日本赤十字社に講師派遣の依頼をする「心肺蘇生法」、「応急処置法」については、当日使用する物品につき以下の実費負担が発生するので、留意すること。

ア 心肺蘇生法

- (ア) 人工呼吸用フェイスシールド(36 枚入り)2,200 円×必要数
- (イ) 訓練人形用成人肺 650 円×必要数 (4人で1つ)
- (ウ) 消毒綿 190円 (60枚入り) ×必要数

イ 応急処置法

三角巾 250 円×受講人数分

8 成果物

- (1) 2回(1~2回開催分、3回~4回開催分)に分けて研修の進捗及び実績について報告を行う。1回目は2回開催分の最後の講座から3週間以内に、2回目は3月末までに報告書等を作成し、委託者に1部を提出すること。ただし、実施報告書は7(7)の期限に従うこと。
- (2) 報告書の内容は以下の内容を含むこととする。

ア 報告書本文

講座内容及びアンケート結果の分析をふまえた研修全体の評価、翌年度に向けた改善提案を含むこと。

イ 報告書別紙

各講座の受講状況、受講者名簿(人数含む)、当日進行表、質疑応答・グループ発表の記録、 及びアンケート結果のまとめを含むこと。

なお、受講状況、受講者名簿については、講座全体を集約したものを作成し、エクセルデータも併せて提出すること。受講者名簿には、区名、事業名(児童クラブ・キッズクラブ・特支はまっ子・届出)事業所名、クラブ名、受講者氏名、受講講座名の有無を含むこと。

9 個人情報の取扱

- (1)本事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより 個人の権利利益を侵すことのないようにすること。
- (2) 個人情報を含む電子媒体のデータの取扱いには万全を期すこと。
- (3) その他、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権(著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。) は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

11 業務遂行上の注意事項

- (1)業務の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。
- (2) 講師の選定・依頼及び講師謝金及び交通費の支払い、会場の契約及び会場費の支払い、研修動画の作成、その他研修の運営に関することは全て受託者が行うものとし、それらに要する一切の経費は委託料に含む。
- (3)業務遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、横浜市が定める委託契約約款に従う。
- (2)業務の遂行に先立ち、委託者と十分に事前協議を行い、実効的なスケジュールを作成した上で作業を開始する。スケジュールは4月に作成し、毎月の進捗状況を報告すること。
- (3) 台風等の自然災害等により受講者の安全が確保できないと委託者が判断した場合は、研修を延期すること。延期した場合は、速やかに研修申込者(または運営主体)へ連絡するとともに、研修申込者(または運営主体)からの問合せに対応すること。また、延期後の日程について案内すること。なお、延期の判断基準は委託者と協議して決定すること。
- (4)緊急事態宣言等によって講座の実施が困難な場合は、講座の内容や実施方法を検討すること。 その上でもなお実施が困難な場合は、委託者と協議し、延期または中止とする。
- (5) 本契約にかかる成果物は、本市に帰属する。委託業務の成果物を、他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることは禁止する。
- (6) 受託者が、委託業務の履行に伴い、知り得た情報または知識を第三者に漏洩することは禁止する。
- (7) この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部 完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物 の引渡しを含む。以下同じ。)し、委託者は、その契約代 金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段 については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場 合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする.
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計 量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては 民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、 委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。(内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日(横浜市の休日を定める 条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定す る本市の休日を除く。)以内に、設計図書に基づいて、工 程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができ ス

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するもの ではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。) 以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に 供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項 の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に 譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供して はならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場 合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

- の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定に かかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表すること ができる。
- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を 当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければな らない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括 して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただ し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。 (特許権等の使用)
- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

- 第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象と なるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しな ければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続 及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託 者とが協議して定めるものとする。

(現場責任者等)

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を 定め、契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3 年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休 日を除く。)以内に、その氏名その他必要な事項を委託者 に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も 同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従 事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなけれ ばならない。

(監督員)

- 第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限(他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。)に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの 約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が 必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に 定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場 責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容 と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款 に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除につい ては、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して 行うものとする。この場合においては、監督員に到達し た日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める 監督員の権限は、委託者に帰属する。

(履行の報告)

- 第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。 (材料の品質、検査等)
- 第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料 については、中等の品質を有するものを使用しなければな らない。
- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査(確認を含む。 以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指 定された材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、検査に直接必要 な費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければ ならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、 委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、 品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に 適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨 を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、 その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求 めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸 与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又 は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等 によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に 定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が減失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に 明示されていないときは、委託者の指示に従わなければな らない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

- 第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合 において、委託者が、再履行その他の措置を請求したとき は、これに従わなければならない。
- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者 の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると 認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委 託者に通知し、その確認を求めなければならない。
 - (1) 設計図書の表示が明確でないこと (設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)。
 - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約 等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
 - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期 することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項 各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、 直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が 立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査 を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及 び受託者によって確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を 訂正し、又は変更しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。 、設計図書を訂正する場
 - (2) 第1項第2号又は第3 委託者が行う。 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の 履行の内容の変更を伴う もの
 - (3) 第1項第2号又は第3 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の

委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わ ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合 において、委託者は、必要があると認められるときは履行 期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的 に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した ときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計 図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を 受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると 認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させ ることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなけれ ばならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責 めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額につ いて必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を 延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長 する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期 間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の 日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又 は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内に おける価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当とな ったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求 めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内 に日本国内において急激なインフレーション又はデフレー ションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、 委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金 額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契 約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して 定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該 協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更 し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めると きは、臨機の措置を執らなければならない。この場合にお いて、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、 委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ を得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。 (一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第 2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。 ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由によ り生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保 険によりてん補された部分を除く。)については、委託者 がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、 次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設 計図書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)を及ぼしたときは、委託者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約 の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じたものについては、受託者がこれを負担しな ければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に 紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議し てその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第26条 委託者は、第12条第7項(同条第9項後段において 準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第 15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19 条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条 第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額 を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担す べき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更すること ができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、 委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者 は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するもの とする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、 委託者の検査を受けなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかった ときは、中間検査の結果について異議を申し出ることがで きない。

(完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その 日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の 履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければ ならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、 受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失によ り、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負 担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その 日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければなら ない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

- を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良 な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払 を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部 分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるとこ ろにより、委託者に対して、部分払を請求することができ る
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、 当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立 会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をす るための検査を行わなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ いては、委託者が負担しなければならない。
- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。
- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、 委託者に部分払を請求することができる。この場合におい て、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内 に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延 し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわら ず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行 を一時中止することができる。この場合においては、受託 者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて 履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない ときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減 額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金 の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定 による催告をしても履行の追完を受ける見込みがない ことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

- 第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期 間内に履行がないときは、この契約を解除することができ る。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履 行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りではない。
 - (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎ ても着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は 履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了 する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (委託者の催告によらない解除権)
- 第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又 は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はそ の権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

- が明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を 明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者 がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示 した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の 日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目 的を達することができない場合において、受託者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行を せず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を 達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明 らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は 認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し 出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当した とき。
- 第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又 は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方 が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の いずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する 額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく 長期継続契約においては、この条における契約代金額を、 契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。 (委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、 第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金 額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の 増減は含まない。)したとき。
 - (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請 求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責め に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二 条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、 契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

- 第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、 第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合 においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査 に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなけ ればならない。この場合において、検査に直接要する費用 は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
 - (1) 解除が第35条、第 36条又は第36条の2 の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支 払の日から返還の日までの日 数に応じ、契約日における、 政府契約の支払遅延防止等に 関する法律(昭和24年法律第 256号)第8条第1項の規定に 基づき財務大臣が決定する率 を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未 満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその 端数を切り捨てるものとす る。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づく

とき。

- 当該余剰額
- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給 材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査 に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返 還しなければならない。この場合において、当該支給材料 が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損した とき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の 完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の 期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若し くは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わ って当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付 けを行うことができる。この場合においては、受託者は、 委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申 し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しく は取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第 委託者が定める。第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。
 - (2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴 39条、第40条又は第 いて定める。42条の規定に基づくとき。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者 が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託 者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。
 - (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約 の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和31年政令第337号) 第29条第1項に規定する財務大臣が定める率 (年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。こ

- の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額(以下「契約代金の総額」という。)と読み替える。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
 - (1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完 了前に契約が解除された場合
 - (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって 受託者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項 第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産法 (平成16年法律第75号) の規定 による破産手続開始の決定があった場合において、同法の 規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について会社更生法(平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項及び第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。 (談合等不正行為に対する措置)
- 第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

- 定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) 又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分 野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に おいて、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野 に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除 されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

- 第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に 適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委 託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託 者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由とし て、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請 求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者 が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によっ て知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる 期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕 様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る 請求等が可能な期間(以下、この項「契約不適合期間」と いう。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知 した場合において、委託者が通知から1年が経過する日ま でに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間 の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、 当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時 効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失 により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に 関する受託者の責任については、民法の定めるところによ る。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力 団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に 報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な 協力をしなければならない。
- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員 等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を 直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるお それがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わ なければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると 認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期 間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務を この契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺 することができる。

(概算契約)

- 第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)(水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。)の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を 定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じ なければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わな ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により 個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る 個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
 - (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

③ 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に 取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこ の限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、 当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。) における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に 報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当す る承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。 (個人情報が記録された資料等の返還等)
- 第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこと となったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従 い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法によ り処理するものとする。

(報告及び検査)

- 第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも 1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所に おいて検査するものとする。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担 とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担す る。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

- 第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、 個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際 に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に 提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、 前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提 出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏 えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該 受託者が負うものとする。

安全管理措置報告書

	調査	項	目		内容				
1	業者名								
					5競争入札有資格者 □その他())				
				□横浜市	5出資法人(条例第 条)				
2	業務の作業	美担当	部署名						
3	業務の現場	易責任	者役職名						
4	業務の個力	人情報	取扱者の						
	人数								
5	個人情報係	R護関	連資格等	□Pマーク □ISMS					
				□その他の資格()					
				□個人情報関係の損害保険に加入					
6		個人情報保護に関する社			□個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程				
	内規程等				青報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等				
					青報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記				
					也の規程()))				
				□規程な					
7	個人情報的	呆護に	 関する研	□個人情報	「報保護に関する研修・教育を実施(年 回/従業員1人につき)				
•	修・教育	NIZ (-	124 / 0 191	□に入門					
8	個人情報的								
	検・検査・	監査	の方法等						
	VII > . 44 -		- 11-1-10-0		ar a total a la cha				
9					アル等の内容				
	(1) 対応規								
	等が <u>あ</u>	る場合	<u>`</u>	内 容					
	(2) 対応規				、等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、な				
	等が <u>な</u>	い場合	Ĺ	るべく具体	k体的に記載していください。)				

10	10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制										
	※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子										
	計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所										
	有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。										
	(1) 作業施設の入退室管 作業期間中の入室可能人数										
	理	□上記4の作業者のみ									
		□作業者以外の入室可(□上記外名 □その他)									
		1. 电完学 4. 几 7. 时中间 0. 司 4.									
		入退室者名及び時刻の記録									
		□なし (施錠のみ、身分証提示のみ等)									
		□あり□用紙記入□あり□用紙記入□あり□用紙記入□あり□用紙記入□□あり□□用紙記入□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□									
		□ I Cカード等により I D等をシステムに記録									
		□カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録									
		□その他(
		□その他()									
	(2) 個人情報の保管場所	紙媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室									
		□その他 ()									
		電磁媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室									
		□その他()									
	(3) 作業施設の防災体制	□常時監視 □巡回監視 □耐火構造 □免震・制震構造									
		□その他()									
-		or H+ LL									
	(4) 個人情報の運搬方法	紙媒体									
		電磁媒体									
	(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体									
		電磁媒体									
		电似殊件									
	(6) 施設外で作業を行う										
	場合の個人情報保護対										
	策(行う場合のみ記入)										
	, / // A · / FE/ 1/										

 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 (1) 作業を行う機器 □限定している (ノート型 台、デスクトップ型 台) □限定していない (2) 外部との接続 □作業機器は外部との接続をしていない □作業機器は外部と接続している 接続方法: □インターネット □専用回線 □その他(通信の暗号化: □している □していない (3) アクセス制限 □I D・パスワード付与によりアクセス制限をしている I Dの設定方法 (パスワードの付け方(□ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない (4) 不正アクセスを検知 するシステムの有無 □なし (5) マルウェアを検知す □あり (検知システムの概要: □なし 					
□限定していない □作業機器は外部との接続をしていない □作業機器は外部と接続している 接続方法:□インターネット □専用回線 □その他(通信の暗号化:□している □していない (3) アクセス制限 □ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしている I Dの設定方法(パスワードの付け方(□ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしていない (4) 不正アクセスを検知 するシステムの有無 □なし (5) マルウェアを検知す □あり(検知システムの概要:					
□作業機器は外部と接続している 接続方法:□インターネット □専用回線 □その他(通信の暗号化:□している □していない (3) アクセス制限 □ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしている I Dの設定方法(パスワードの付け方(□ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしていない (4) 不正アクセスを検知 □あり(検知システムの概要: するシステムの有無 □なし (5) マルウェアを検知す □あり(検知システムの概要:					
接続方法:□インターネット □専用回線 □その他(通信の暗号化:□している □していない (3) アクセス制限 □ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法(パスワードの付け方(□ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない (4) 不正アクセスを検知 □あり(検知システムの概要: するシステムの有無 □なし (5) マルウェアを検知す □あり(検知システムの概要:					
I Dの設定方法 ()				
パスワードの付け方(□ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしていない (4) 不正アクセスを検知 □あり(検知システムの概要: するシステムの有無 □なし (5) マルウェアを検知す □あり(検知システムの概要:)				
□ I D・パスワード付与によりアクセス制限をしていない (4) 不正アクセスを検知 □あり (検知システムの概要: □なし (5) マルウェアを検知す □あり (検知システムの概要:)				
するシステムの有無 □なし (5) マルウェアを検知す □あり (検知システムの概要:	,				
(5) マルウェアを検知す □あり (検知システムの概要:)				
)				
(6) ソフトウェアの更新 □常に最新のものに自動アップデートするものとなっている □上記以外 ()				
(7) アクセスログ □アクセスログをとっている (年保存) □アクセスログをとっていない					
(8) 停電時のデータ消去 □無停電電源装置 □電源の二重化					
防止対策 □その他()				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
12 外国における個人情報の □あり					
取扱いの有無 □外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で 人情報の取扱いはない	での個				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	固人情				
報を取り扱っている					
ロなし					
※「あり」の場合は、以下も記入してください。					
(1) 個人情報の取扱いが					
(2) 当該外国における個					
人情報の制度・保護措置					

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名 責任者職氏名

研修実施報告書·誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により 準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の 個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取 り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関す る法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生し た場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、 別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に 取り扱うことを誓約いたします。

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏	名

(A4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

- 第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款 (以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、 運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以 下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する 情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第 2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外 の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるも のである
- 2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。) は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するた めの情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることの ないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き 損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措 置を講じなければならない。
- 2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の 適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知し なければならない。
- 3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び 管理責任体制について委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理 責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費 が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協 議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、 数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報 告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を 再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。) の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負 うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に 対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必 要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特 記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再 受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するため に得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。 (非開示資料等の返還)

- 第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄 を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元 困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法に よらなければならない。
- 3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内 に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わ って当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合におい て、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることが できず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならな い

(報告及び検査)

- 第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる
- 3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及 び損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り 扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理 由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

- 第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
 - (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第 4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約に より作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表でき るものとする。
 - (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権 法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができ ないものとする。
- (4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。
- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特 許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただ し、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、 この限りではない。